

第4期中期目標期間 令和4年度計画(中期計画)

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
AC2 社会の変化・ニーズに柔軟に対応しながら、学修者の個性と可能性を伸ばし、挑戦を支え、成長を実感できる教育を提供し続けられるシステムを構築し、進展するデジタル技術を活用して教育方法を改善していきます。	(2)国や社会、それを取り巻く国際社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。④	(3)【分野横断型の学位プログラムの整備】 持続可能な社会の形成に向けて、社会課題を主体的に解決する志向を有する人材を育成する。 そのため、総合大学としての多様な学問分野を有機的に連携させ、企業・自治体等と連携し、分野横断型の学位プログラムを新たに整備する。④	①令和7年度までに分野横断型の学位プログラムを整備する。整備後は、連携する企業・自治体等との定期的な協議の場も活用しつつ、本学の内部質保証の枠組みを用いて学位プログラムの点検・改善を年1回以上行う。	・分野横断型の学位プログラムを実施する新教育組織(学士課程)について、新教育組織設置準備室において検討を進め、教員採用等の諸条件を確定させ、学部等及び関係の自治体・企業等と調整の上、法定会議にて設置の詳細を決定するとともに、文部科学省へ設置届出を行う。	新教育組織設置準備室
	(3)特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程)⑥	(4)【学びの幅を広げる学修環境及び教育改善による人材育成】 幅広い視野・教養をもち、多様な専門知を組み合わせて応用し、複雑化・多様化する社会の変化に対応しうる人材を育成する。 そのため、デジタル技術の活用等による教材のオンデマンド化を通じたアクティブラーニングの推進、多様な学修方法や学生個々の学修状況に応じた教材・課題の提示等によるシームレスな学修環境を提供するとともに、学部の枠を超えて授業科目を全学的に共有する仕組みの導入等により、幅広い教養や分野を超えた融合的専門知を身に付けた人材の養成を目指す。⑥	①学修環境・教育改善ルーブリックの達成状況(第4期末までに全項目をレベル3)	1) DX3要素について、どのような科目でどの要素が活用できるのか検討を開始する。 授業における知の活用状況について分析を行う。  2)-1 学生指導に際し、必要な情報、手法について現状を点検し、現場教員、学生のニーズを踏まえた情報提供方法の検討を行う。  2)-2 新型コロナウイルス感染症禍の中でも実施可能な、留学以外の学外学修の在り方について検討する。学生の安全を確保した上でiOPを実施する。	教育改革推進委員会
AC3 初等・中等教育からの「連続性のある学び」を展開するとともに、リカレント教育による「生涯にわたる学び」を提供します。	(4)データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑩	(5)【社会人のキャリアアップ支援】 第3期中期目標期間におけるリカレント教育の取組を基に、体系化した内容で構成するリカレント教育プログラムを構築し、新たなリテラシーの修得や既存知識のリバイズを通じて、今日の社会で求められる高付加価値を得た人材の養成に寄与する。 そのため、企業等の個別ニーズにも応える多様な内容も含め、正課授業も体系的に組み合わせた教育プログラムを構築し、正課課程学生と学び合うアクティブラーニングを通して、キャリア向上に必要な先端的な専門知識や自律的に学び続ける方法の修得、広い視野の涵養を図る。⑩	①社会人へ提供が可能な授業科目数(第3期末に対して第4期末までに倍増)	1)「いばらき社会人リカレント教育懇談会」を開催し、県内の自治体、企業等からリカレント教育に関するニーズを抽出し、次年度への計画に反映させる。 2)社会人へ提供が可能な授業科目数を増加させ、全学的な教員の参画を進める。	教育改革推進委員会 地域連携推進委員会

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
AC4 研究マネジメントと研究環境の改善、教員の自由な発想に基づく研究と分野横断・融合的な研究により、総合大学として研究力の強化を図ります。	(5)真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭	(6)【研究環境の整備による研究力の底上げ】 第3期中期目標期間までに構築してきた全学的な研究支援体制を活用し、研究力の底上げを推進する。 そのため、デジタル技術の活用等により教員の業務全般の効率化・簡素化を進めて研究時間を確保するとともに、パイアウト制度の活用やサバティカル制度の見直し等により、一定期間研究に集中できる環境を整備する。さらに、全学的な研究の司令塔として第3期中期目標期間に設置した研究・産学官連携機構の機能を強化し、多様な分野・教員に対する研究支援を行う。⑭	①教員一人当たり換算の研究業績数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)	・研究推進経費、教員研究費支援経費の支援制度を見直すとともに、基金化など外部資金の柔軟な運用体制について検討する。併せて、研究時間の確保に向けてパイアウト制度の利用率向上や一定期間研究に集中できる制度などの検討を行う。	研究・産学官連携推進委員会
	(8)大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑳	(11)【研究設備・機器の共用化】 全学的なマネジメントに基づいて保有資産を最大限活用する。特に研究設備・機器について、大学全体として、戦略的に導入・更新・共用する仕組みの強化(コアファンリティ化)を進めるとともに、分野融合・異分野融合の研究活動と産学官連携の好循環を実現する研究機器相互利用ネットワークの構築を進める。 そのため、これまで分散管理されてきた本学が有する研究設備・機器について「ラボから組織へ」展開させるべく、共用の仕組みづくりを通じて、保守費・設備費・スペース利用の効率化、機器の遠隔利用などの推進を図る。㉑	①研究設備の共用システムの構築状況(研究設備の共用方針を令和4年度までに策定し、学内における共用システムを令和5年度までに構築し、学外への共有を可能とするシステムを令和7年度までに構築する。令和8年度以降はシステムの運用・改善を行う)	・研究設備・機器の保有状況、稼働状況、他機関での運用状況を基に、各設備の共用化の可能性について検討を行う。この検討を踏まえ、研究設備の共用方針を策定する。	研究・産学官連携推進委員会
AC5 産業界や地域社会との連携を強化し、SDGs やカーボンニュートラルを目指す社会の課題解決に向けた研究や研究成果の社会還元を推進します。	(6)地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮	(7)【社会課題の解決に向けた実践的研究の推進】 本学の強みである気候変動適応科学や量子線科学に加え、食生命科学、まちづくり、防災・減災等に関わる分野において、これまで蓄積した研究成果を活用して、持続可能な社会づくりに向けた組織的な研究を推進する。 そのため、文理の枠組みを超えた様々な分野の研究者と企業、行政機関等のステークホルダーが協働するプラットフォームを整備し、持続可能な社会づくりに資する研究を重点研究と位置付けて、社会課題の当事者である企業、行政機関、市民と共に取り組む。⑮	①全国(海外含む)の企業・行政機関等との持続可能な社会づくりに資する共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を10%増)	・気候変動対応科学や量子線科学などの強みを生かした、社会課題解決型の研究体制構築(研究グループの組成)を行う。	研究・産学官連携推進委員会

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
AC7 研究の見識と構成員の行動力を活かし、地域の住民と共に社会の持続的発展のための活動に取り組めます。	(1)人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業(農林水産業、製造業、サービス産業等)の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	<p>(1)【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】 地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応じた教育を相互協力の下で進める。 そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村(特にキャンパスが設置されている自治体)、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。①</p> <p>(2)【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】 産業界や自治体行政が抱える地域課題(環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等)について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。 そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。①</p>	<p>①定期的協議の実施回数(団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施) ②協議における意見を踏まえた教育改革((i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備(中期計画番号(3))、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善)の状況(卒業時点での学修到達度調査、卒業3年目時点での能力活用度調査、就職先からの卒業生への評価調査等の結果を踏まえ、ステークホルダーからの教育改革に対する肯定的評価が認められること)</p> <p>①地元企業(事業所を含む)・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)</p>	<p>・地域連携協定締結先である、自治体や企業等との連携を強化するために、地域課題・ニーズを把握し、学内に共有していく。 ・産業界や自治体行政等と連携した地域課題解決のためのプロジェクトなどを推進していく ・定期的に自治体や産業界のトップ層と大学が高等教育に関し、協議する機会を設ける。</p> <p>・自治体等との連携体制を構築する(例;自治体のカーボンニュートラルに関するコンソーシアムなどに加入)。併せて、地元産業界との連携プロジェクト創出に向け、経営者協会とのJoint結プロジェクトを発展・拡大する。</p>	<p>教育改革推進委員会 地域連携推進委員会</p> <p>研究・産学官連携推進委員会</p>
AC8 ICTも存分に活用しながら海外の多様な研究者や学生との交流拠点としての機能強化を図り、教育研究の国際化を進めます。	(1)人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業(農林水産業、製造業、サービス産業等)の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	【再掲】(1)【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】 地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応じた教育を相互協力の下で進める。 そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村(特にキャンパスが設置されている自治体)、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。①	<p>①定期的協議の実施回数(団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施) ②協議における意見を踏まえた教育改革((i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備(中期計画番号(3))、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善)の状況(卒業時点での学修到達度調査、卒業3年目時点での能力活用度調査、就職先からの卒業生への評価調査等の結果を踏まえ、ステークホルダーからの教育改革に対する肯定的評価が認められること)</p>		<p>教育改革推進委員会 地域連携推進委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
		<p>【再掲】(2)【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】 産業界や自治体行政が抱える地域課題(環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等)について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。 そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。①</p>	<p>①地元企業(事業所を含む)・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)</p>	/	<p>研究・産学官連携推進委員会</p>
<p>AC9 強固な経営基盤確立、社会の変化に対応した組織編成と戦略的な資源配分、デジタル技術の活用を通じて、持続可能な運営を行います。また、国内外の機関との機能的連携を強化し、それぞれが強みを活かしながら相互補完できる態勢を作ります</p>	<p>(1)人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業(農林水産業、製造業、サービス産業等)の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①</p>	<p>【再掲】(1)【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】 地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応じた教育を相互協力の下で進める。 そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村(特にキャンパスが設置されている自治体)、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。①</p>	<p>①定期的協議の実施回数(団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施) ②協議における意見を踏まえた教育改革((i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備(中期計画番号(3))、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善)の状況(卒業時点での学修到達度調査、卒業3年目時点での能力活用度調査、就職先からの卒業生への評価調査等の結果を踏まえ、ステークホルダーからの教育改革に対する肯定的評価が認められること)</p>	/	<p>教育改革推進委員会 地域連携推進委員会</p>
		<p>【再掲】(2)【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】 産業界や自治体行政が抱える地域課題(環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等)について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。 そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。①</p>	<p>①地元企業(事業所を含む)・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)</p>	/	<p>研究・産学官連携推進委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
	<p>(7)内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②</p>	<p>(8)【内部統制機能の実質化と外部知見の活用】 内部統制機能を実質化させるとともに、外部の知見を法人経営に生かすことにより、強靱なガバナンス体制を構築する。 そのため、監事と学長、理事、副学長、学部長など執行部との定期的な協議及び監事監査における監事意見の着実な改善(予備調査・事前ヒアリングの実施、フォローアップ時における担当部局との協議の実施を含む。)を実施する。また、法人に設置されている学長アドバイザーボードからの助言を法人経営の改善・充実・強化に活用する。②</p>	<p>①監事意見に対する改善状況(直ちに改善可能な意見と中長期的に改善を図る意見に区分してフォローアップ調査することで、監事意見について100%の対応を実施。フォローアップ調査については、年2回実施し、その対応状況を大学執行部へ周知することで監事意見への改善を促進する) ②学長アドバイザーボードの開催回数(年2回以上)</p>	<p>・前年度監事監査報告書にて記載された改善を要する監事意見について、各所掌部署に対して対応状況のフォローアップ調査を実施する。調査については、年2回(10月末頃、3月末頃)実施し、監事意見に対する着実な対応の促進と進捗の共有を図る。</p> <p>・学長と調整の上、アドバイザーボードとして必要とする分野の方を4名程度選出・委嘱し、会議を年2回以上開催する。また、アドバイザーボードからの助言を理事間で共有し、法人経営の改善・充実・強化への活用を図る。</p>	<p>理事(総務・財務)【監査室】</p> <p>理事(総務・財務)【総務部総務課】</p>
	<p>(8)大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②</p>	<p>(9)【法人経営人材の計画的育成】 大学経営やマネジメント層の中核となる人材を充実させ、大学の組織マネジメントを強化する。 そのため、次代を担う法人経営人材を計画的に育成するための指針(キャリアパス、研修受講計画を含む。)を策定し、技術職員やURAを含む事務局等職員の高度化・専門性向上の取組を進め、高度専門職人材を育成する。②</p>	<p>①経営人材の育成を目的とする研修への係長・課長補佐相当職にある者の受講率(第4期末までに100%受講) ②研修後のアンケートによる経営人材能力の向上度の状況(能力の向上度及び業務への有用度を確認するため、受講3か月経過後に所属上司へのアンケートを実施し、受講者に対する肯定的な評価を80%以上とする)</p>	<p>・法人経営を担う人材育成方針を定め、研修スケジュールや対象者、研修内容等を含めた経営人材の育成のための研修受講計画を策定し推進する。</p>	<p>理事(総務・財務)【総務部人事労務課】</p>
		<p>(10)【施設の有効活用及び施設の戦略的整備・維持】 大学の戦略的な取組などに必要なスペースを確保し、施設の有効活用を図るとともに、老朽化した施設の性能維持や機能強化を図り、地域・社会に開かれたキャンパスを実現する。 そのため、施設の活用状況の把握・管理を行い、適切な配分となるようスペースを確保するとともに施設の総量の最適化を進める。さらに、施設整備計画に基づき、多様な財源を活用しながら、施設の長寿命化を図り、地域・社会に配慮した施設整備を実施する。②</p>	<p>①大学の戦略的な取組に必要なスペースの割合(第4期末までに部局管理面積に対する全学共通スペースの割合を8.4%(8,800㎡・令和3年度未実績)から10%(10,500㎡)とする) ②多様な財源を活用した施設整備の実施率(第4期末までに建物短期計画を100%実施)</p>	<p>・全学スペースの利用状況の現地調査を行い、共通スペース確保及び活用の方針を作成する。 ・全学教育の拠点施設としての整備を行うと共に附属小学校給食室の老朽・機能改修を行う。また、多様な財源を用いて施設整備計画を実施する。</p>	<p>全学財務・施設委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
	<p>(9)公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。㉓</p>	<p>(12)【安定的な財務基盤の確立に向けた経営資金の強化・多元化】 ステークホルダーとの相互関与・連携を通じて、寄附金等の多様な財源の受入及び保有資産の有効活用を強化するとともに、研究活動を推進するための競争的研究費や産業界からの資金等の活用を一層図ることで、安定的な財務基盤を確立する。 そのため、本学の収入増加策及び支出抑制策に加え、その実現のための体制整備を盛り込んだ中期的な財務計画である経営刷新計画(仮称)を着実に実行することで、寄附金や産業界からの資金等の受入れを推進し、経営資金の獲得体制を強化する。また、ステークホルダーとの連携を密にし、的確な情報発信による「茨城大学基金」の充実拡大を行う。㉓</p>	<p>①教員一人当たり換算での経営資金(寄附金、雑収入)の充実(第3期末に対して第4期末までに20%増)</p>	<p>・経営刷新計画(仮称)を着実に推進するための体制を整備し、その体制において収入増加策を策定し、実施する。 ・基金については、安定的な寄附財源の確保のために令和3年度に制度化した賛助会員制度や、新たな特定基金の計画・設定により、拡充拡大を図る。</p>	<p>全学財務・施設委員会 基金運営委員会</p>
	<p>(11)AI・RPA(Robotic Process Automation)をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉓</p>	<p>(13)【財務IRの活用による学内資源の戦略的配分】 大学のビジョンに基づき、教育研究活動の活性化や強み・特色を生かした分野の強化を推進する。 そのため、財務IRを強化し、教育、研究、管理運営コストの「見える化」を徹底する。また、財務情報と非財務情報を合わせた学内評価等による予算配分を強化するなど、学長主導の戦略的な予算編成を実施する。㉓</p>	<p>①評価に基づく予算配分の充実(第4期末までに重点・戦略的経費に占める評価に基づく予算配分の割合を2.2%(令和3年度末実績)から10%とする)</p>	<p>・学長主導の戦略的な取組については、非財務情報も含めたアウトカム、費用対効果による評価方法を整備し、本学の強み・特色を生かした分野の強化を図る。 また、評価に基づく予算配分の充実については、配分枠の拡充とともに適切な評価指標を設定し、教育研究活動の活性化を誘因する。</p>	<p>全学財務・施設委員会</p>
		<p>(16)【スマートユニバーシティ構想の実施】 教育研究活動を含めた大学運営業務のデジタル化を推進する。 そのため、茨城大学スマートユニバーシティ(i-スマートユニバーシティ)構想を策定し、これまで実施してきた情報環境整備とセキュリティに係る業務に加え、情報の管理と利活用を戦略的に進める組織を新たに設ける。その上で、策定する業務デジタル化プランに基づき、学生、教職員の活動に関するデータを集約して活用できる状態を構築し、業務における起案・承認から文書管理までのワークフローの簡素化と迅速化を行う。㉓</p>	<p>①業務デジタル化プランの策定と達成状況(令和4年度に業務フロー・業務システム管理・窓口等管理の点からデジタル化を推進する方策を定めた業務デジタル化プランを策定する。令和5～6年度に、業務デジタル化プランに沿ったルール、ガイドライン及びシステムを整備し、各種業務データの集約に着手する。令和7年度から新システムの稼働を開始し、令和8年度からはデジタル化プランの検証を行う)</p>	<p>スマートユニバーシティ構想の実現に向け、体制整備、業務デジタル化プラン及びデータ基盤構築の項目ごとに各取組を進める。 【体制整備】 ・情報環境整備とセキュリティに係る業務に加え、情報の管理と利活用を戦略的に進める組織情報戦略機構の設置 ・情報戦略機構と大学戦略・IR室の協働化 【業務デジタル化プラン】 ・業務フロー・業務システム管理・窓口等管理の点からデジタル化を推進する方策を定めた業務デジタル化プランを策定 ・職員PC支給計画実施 【データ基盤構築】 ・「人」データベースに関する情報収集(学生データベース(エンrollmentマネジメントデータ)、教員データベース(研究者情報データベース)、職員データベース(グループウェアGaroon)など) ・データ基盤の構築検討</p>	<p>情報委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
		<p>(17)【情報セキュリティ確保に向けた取組】 i-スマートユニバーシティの推進に当たっては、その活動を担保するための情報セキュリティの確保が重要であることを踏まえ、徹底した情報セキュリティ対策を実施する。 そのため、責任体制の明確化と認識共有、関連規程・人的セキュリティ・技術的セキュリティの点検を計画的に実施する。特に、情報セキュリティ対策の実効性を担保するために、情報セキュリティ対策の自己点検・評価の結果に応じて研修内容の見直しを行う。また、外部機関の知見も活用しながら、情報セキュリティ人材の底上げ・高度化を行い、トータルな知識・技術を持つ人材を育成するとともに、大学構成員個々の情報セキュリティに対する認識や情報リテラシーを高めるため、情報セキュリティ研修を毎年度実施する。②</p>	<p>①情報セキュリティルーブリックの達成状況(第4期末までに全9項目をレベル3)</p>	<p>情報セキュリティルーブリックに定めた3つの項目(規程整備、人的セキュリティ及び技術的セキュリティ)ごとに各取組を進める。 【規程整備】 ・サイバーセキュリティ対策等基本計画(SSMP第Ⅱ期計画をまとめ、第Ⅲ期計画を策定・確認) ・情報セキュリティポリシー(ISP)の点検の枠組みと、情報関連規程の策定・改訂・点検の枠組みを検討 ・情報セキュリティ監査基本計画の策定</p> <p>【人的セキュリティ】 ・人材育成計画(専門人材・責任者補佐人材、ブラス・セキュリティ人材)の検討 ・情報セキュリティマネジメント(ISM)研修計画の検討 ・情報防災訓練・研修方法の検討</p> <p>【技術的セキュリティ】 ・事務系システムの更新計画を情報委員会および情報戦略機構情報システムマネジメント部門が把握 ・機器管理、データ管理の責任部署を把握 ・新入学生への茨大IDやPWを配付する体制を構築 ・アカウント(茨大ID)が多要素認証、先進認証の取り組みを継続 ・ネットワークのガイドラインを適切に運用</p>	<p>情報委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
AC10 情報公開、多様なステークホルダーのエンゲージメント向上、大学ブランディングを一体的な目標として捉え、大学内外での戦略的・先駆的なコミュニケーションの強化に努め、地域・社会に信頼される大学運営を行います。	(10)外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。⑭	(15)【ステークホルダーとの戦略的コミュニケーション】 本学の研究・教育の重点的な取組内容や、「イバダイ・ビジョン2030」の実現につながるメッセージを効果的に発信して、本学に対する良好なイメージを戦略的に高めるとともに、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションの機会を積極的に創出し、大学への支援・協力につながるエンゲージメントの向上を図る。 そのため、ステークホルダーとの戦略的コミュニケーションの企画・運営を統合的に進める体制を構築する。また、継続的なブランド認知調査により、エビデンスをもとにしたコミュニケーション施策を進める。⑭	①広報コンテンツ化した取組数(年100件以上) ②ステークホルダー(学生・卒業生等)の参画による広報の活動数(年3件以上)	・大学案内など基礎媒体の見直しを始める。 ・学生プロジェクトの稼働により取組とコンテンツの数を増やす。 ・広報・コミュニケーションに関する学内リソースの統合的運用に係るTF等を発足する。 ・ブランド認知調査を行い、広報・コミュニケーションの効果を検証する。	理事(学術・企画・評価) 【広報室】
AC11 教育・研究・管理運営の全般について恒常的な点検・評価及び改善(内部質保証)を行います。		(14)【内部質保証体制に基づく自己点検評価の実施とエビデンスベースの法人経営】 学内外の様々なデータを活用しつつ、学外者の意見を取り入れながら自己点検・評価を実施し、その結果を大学改革・法人経営に反映するとともに、学内外に積極的に発信する。 そのため、教育活動、研究活動、社会貢献活動、財務運営等の法人全体の活動状況について、第3期中期目標期間に構築した内部質保証体制に基づき、本学の強みであるIR機能を活用したエビデンスベースでの客観的な自己点検・評価及び外部性を担保するための多様な外部有識者による点検を行い、その結果を大学改革・法人経営に適切に反映させる。⑭	①内部質保証体制に基づく自己点検・評価(レビュー、モニタリング)の実施状況(レビューを年1回以上、モニタリングを日常的に実施する。また、レビューの結果について、年1回以上、外部有識者による検証を行い、大学改革・法人経営に対して内部質保証体制が効果的に機能していると認められること)	・内部質保証体制に基づいて自己点検・評価(レビュー、モニタリング)を実施し、自己点検・評価の結果を公表する。優れた取組や課題のある取組について、外部有識者の意見などを踏まえ、全学で情報共有し、法人経営の観点からの検討を行った上で、次年度以降の施策へ反映する。  ・学内データの集約・分析等に係るデータ戦略について、情報戦略機構と連携して検討を行う。 ・教育、研究、財務等との連携によるデータを基にした法人経営を実施するため、IR機能の強化方策について検討する。	内部質保証委員会



イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
		<p>2 人事に関する計画  【人材育成や人事交流に関する基本的な方針】  ・教員の教育能力向上及び教育DXの推進のため、ファカルティ・ディベロップメントの充実を図る。  ・職員的能力向上を図るため、研修を充実させるとともに、他機関等との人事交流を推進する。  【年代構成を踏まえた持続可能な教育研究体制の構築及び人材の多様性の確保に向けた取組】  ・若手教員はテニュアトラックでの採用を原則とし、年齢構成のバランスや財務状況を考慮した全学的な人事ポイント制の運用を行うなど、全学人事基本方針に基づく採用及び昇進を行う。  ・教員組織における多様性の確保のため、外国人教員や女性教員の増加策(インセンティブ付与)について引き続き検討・実施する。  【年俸制・クロスアポイントメント制度等の効果的活用等について】  ・新年俸制に設定された「外部資金等獲得調整額」の効果により、大学全体の外部資金などの獲得額の増加を図るため、月給制及び旧年俸制からの新年俸制への切替者を増加させる。  ・国の機関や民間企業との連携・協力協定により、クロスアポイントメント制度を活用した連携講座の開設など、産学連携による教育・研究体制をさらに強固にし、教育研究活動の活性化、人材流動性の向上、優秀な研究者の確保等を推進する。</p>		<p>・第4期期間中の「全学人事基本方針」に基づく教職員人事を円滑に運用・実施するとともに、恒常的な点検・改善を実施する。また、職員的能力向上を図るため、研修を充実させるとともに、他機関等との人事交流を推進する。</p>	<p>全学人事委員会</p>
		<p>3 コンプライアンスに関する計画  国立大学法人としての社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に進めていくため、全教職員が、法律、規則その他法令等に基づいて職務を遂行することを基本に、公平・公正に職務を遂行し、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとる。そのため、法令遵守(コンプライアンス)を徹底するための研修等を着実に実施する。  また、研究不正等により国民の信頼を失うことのないよう、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、学生、教職員の不正防止に対する意識の向上と浸透を図るため、コンプライアンス教育のカリキュラムへの組み込みや不正防止に向けた啓発活動の実施、各種研修の強化により、不正を事前に防止する体制や不正を発生させない組織風土の形成、組織の管理責任体制の点検・強化、監査機能の充実等を実施する。</p>		<p>・法令遵守(コンプライアンス)及び研究不正等防止を推進するために、各部署(研究不正防止委員会、人事労務課、財務課、研究推進課、全学教育機構、監査室)が連携し、教職員及び学生に向けた積極的なコンプライアンス教育の機会(研修、研究倫理教育、啓発活動等)を提供する。  また、不正防止に向けた啓発活動等を着実に実施することにより、学内構成員の意識醸成と不正を事前に防止する体制強化を図る。</p>	<p>コンプライアンス推進本部会議</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和4年度	担当委員会等
		<p>4 安全管理に関する計画</p> <p>【教職員の健康の保持増進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇取得の促進と長時間労働の抑制によりワーク・ライフ・バランスの充実を図る。</li> <li>・健康診断や人間ドックの結果に基づいて、産業医による就労上の指導・助言等を行うとともに、疾病を抱える教職員に対しては治療と仕事の両立を支援する。</li> <li>・ストレスチェック等を活用し、メンタル疾患に陥りがちな教職員を発症前に把握して予防措置を講じるとともに、休業から復帰する教職員に対してはリワークプログラムをはじめとした復職支援を行う。</li> </ul> <p>【事故発生防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内巡視を行い、不安全・不衛生箇所を是正し、安全衛生の維持・向上を図る。</li> <li>・化学物質、高圧ガス、RI・X線を取り扱う教職員・学生に対し、安全管理への意識向上のための研修や必要な指導・助言等を行うとともに、化学物質等の管理徹底を図る。</li> </ul>		<p>【教職員の健康の保持増進】</p> <p>教職員の心身の健康の維持・向上を図るため、休暇取得の促進と長時間労働の抑制、傷病者に対する就労制限や治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス不調者への予防措置の実施や復職支援などを行う。</p> <p>【事故発生防止】</p> <p>安全安心なキャンパス環境を維持するため、構内巡視の実施と不安全・不衛生箇所の改善、化学物質等(化学物質、高圧ガス、RI・X線)を取り扱う教職員・学生に対する講習会の実施、化学物質等の管理徹底を図るための必要な指導・助言等を行う。</p>	安全衛生委員会
		<p>7 マイナンバーカードの普及促進に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に向けては、学内ポータルシステム等を活用し、マイナンバーカードの取得へ向けた周知を行う。</li> <li>・教職員に向けたマイナンバーカードの利便性、安全性及び申請方法について、メールやグループウェア等を活用し定期的に周知する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員について国からの通知を基に、マイナンバーカードの利便性、安全性及び申請方法についての周知を行う。</li> <li>・学生について国からの通知を基に、マイナンバーカードの取得に向けた周知を行う。</li> </ul>	<p>人事労務課</p> <p>学生支援課</p>